

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

1 目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者から臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

2 対象者

- ・ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者
- ・ 臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者
- ・ 世帯年収約370万円未満の者

3 公費負担の対象となる医療

- ・ 指定医療機関で行われる肝がん・重度肝硬変の入院医療
- ・ 過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し公費負担を行う。

4 公費負担の対象となった月の自己負担月額

1万円

5 参加者証の有効期間

申請書の受理された月の初日から1年間（更新あり）

6 指定医療機関の要件

- ① 肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができる。
- ② 指定医療機関に求められる以下の役割を行うことができる。
 - ・ 肝がん・重度肝硬変の診断を受けた患者がいる場合、本事業についての説明及び入院記録票の交付を行うこと。
 - ・ 入院記録票の記載を行うこと。
 - ・ 患者から依頼があった場合には、肝がん・重度肝硬変医療に従事している医師に個人票等を作成させ、交付すること。
 - ・ 本事業の対象となる医療行為が行われた場合には、公費負担医療の請求医療機関として公費の請求を行うこと。
 - ・ その他、指定医療機関として本事業に必要な対応について協力すること。

7 施行日

平成30年11月20日

なお、要綱第5項の規定による医療費の交付は平成30年12月1日以降の診療分から適用する。

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の 入院医療費への助成が 受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年四か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療※1を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で入院記録票を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で入院記録票に入院の記録をしてもらって下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に3月以上あるときに、4月目から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票（診断書）を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

臨床調査個人票や同意書、入院記録票※2などを添えて都道府県に申請して、参加者証を受け取って下さい

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」

（肝ナビ）から、全国の指定医療機関を検索できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

京都府健康福祉部健康対策課がん対策担当
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
☎ 075-414-4765（直通）